

問

就業改善センター！ 第2アリーナの機能の確保について伺う。

ない。地域の活力、人の元氣までそぎ落とすことになってしまふ。

町長

図書・情報機能、活動支援機能などについては町就業改善センターに、ホール機能については町総合体育館第2アリーナに、さらに町保健センターを加えたところで、それぞれの施設に機能分担することを通して、現在利用されている町就業改善センターの機能を確保しつつ、決してグレードの高いものにはならないが、これまでで十分であった図書機能や300人以上を収容できるホール機能など、新たな機能を付け加えていきたいと考えている。

問

もう少し財政状況を判断され、さすがは石川町長であったと後世に残るような考えはないか。

行財政改革の最終目標は、住民一人ひとりが未来に夢や希望を持って暮らしてもらい、その夢や希望を町民の皆さんと一緒に実現していくことと考えている。そのためには、無駄なものもなくし、切り詰めるところはもちろん切り詰める一方で、大木町の未来のため、そして、未来を担う子どもたちに、しっかりと投資をしていきたいと考えている。

町長

いずれにしても、このたびの町図書・文化等拠点施設整備については、将来の行財政を見通した上で、「既存施設を有効活用して実現を図る」ことを選択し、計画を進めているところである。さまざまな制約はあるが、より多くの町民の皆さんに関わっていただき、より良いものにしていきたいと思っているので、ご理解とご協力をお願いする。



町民委員会

問

農地転用に対する基本的な考え・指名停止期間の考えについて伺う。

町長

農地転用については、農地法4条・5条の許可が必要であり、当該許可については県知事が許可権者となっている。手続きは、県知事（4ha以上の場合）は農林水産大臣）に対する許可申請書を

町農業委員会に提出し、町農業委員会が受理・審議し、意見書を付して、県知事に送付することとなっている。したがって、農地転用については無断転用等違法事案についての対処等を含め、農業委員会の所掌事務と理解している。

次に、指名停止については、有資格業者が法令の規定に抵触し「工事等の契約の相手方とすることが不適当」となった場合は、一定期間、一般競争入札及び指名競争入札に参加させない決定を行うことと理解している。

町農業委員会に提出し、町農業委員会が受理・審議し、意見書を付して、県知事に送付することとなっている。したがって、農地転用については無断転用等違法事案についての対処等を含め、農業委員会の所掌事務と理解している。

また、指名停止の期間を検討するにあたっては、近隣における類似事案及び県における内部規定等について十分議論のうえで、決定されたものと理解している。参考になる事例について福岡県に照会したところ「指名停止要綱に特段の規定はないが、他の法令に違反し、逮捕又は公訴の提起を受けた場合について、2月から3月の指名停止処分を課している」ということであるが、今回の事案は逮捕または公訴提起は受けていないものの、大木町農業委員会会長からの通知により、不正な行為があった事実が確認されながら何ら処分を課せられないようであれば結果として公平性を欠くものとなることなどを踏まえ、本事案の重大性も十分認識したうえで決定している。